

## 電子請求受付システムにおける 平成27年度報酬改定等への対応について

この資料は、システム開発における、現段階での検討内容を整理したものであり、今後の検討等により変更することがありえる。

\*改正がありますので必要事項につきまして電子請求受付システムからマニュアルをインストールしていただき、必ず確認をお願いいたします。

\*改正事項の抜粋については富山県国保連合会のホームページに近日中に掲載する予定ですので参考にしてください。

# 目次

---

1. 変更点について
2. 簡易入力システム
  - 2.1. 共通
  - 2.2. 障害福祉サービス
    - 2.2.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
    - 2.2.2. 機能改善について
  - 2.3. 障害児支援
    - 2.3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
    - 2.3.2. 機能改善について
3. 取込送信システム
  - 3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について
  - 3.2. 機能改善について
4. サポートソフトウェア
  - 4.1.1 機能改善について
5. 電子請求受付システムに関するFAQ

# 電子請求受付システムにおける平成 27 年度報酬改定等への対応について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定(以下、「平成 27 年度報酬改定」という。)等に対応するため、電子請求受付システムについて、以下の変更を行います。

## 1. 変更点について

電子請求受付システムにおける変更点は、以下の表の通りです。

▼表 1.1.1 電子請求受付システムにおける変更点

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	ログイン	Ver2.18 へのバージョンアップ後の初回ログイン時に平成 27 年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。
		事業所情報保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。</li> </ul>
		受給者情報保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。</li> <li>・【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。</li> </ul>
		処遇改善情報保守	【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。
		単位数表標準マスタ表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。</li> <li>・《就労定着実績区分》欄の名称を《就労移行・定着実績区分》欄に変更します。</li> </ul>
		基本情報入力内容確認	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。
		行動援護サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《ヘルパー資格》欄を入力できないよう変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《個別支援計画作成の有無》欄を入力できるよう変更します。</li> <li>・明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> </ul>
		重度障害者等包括支援サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降で処遇改善情報に有効な情報が存在する場合、かつ処遇改善情報(明細)の《キャリアパス区分》欄が[I]の場合、実績単位数(単位)に福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出するよう変更します。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算 I の単位数を算出する場合、画面に「福祉・介護職員処遇改善加算(I)を含む」が表示されるよう変更します。</li> </ul>

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	生活介護サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。</li> <li>・《送迎加算》欄及び《開所時間減算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		施設入所支援提供実績記録入力	《備考》欄の入力内容について、点検を変更します。
		自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>・《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>・《提供形態》欄の入力内容について、点検を変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		宿泊型自立訓練サービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算に関する説明を変更します。</li> <li>・提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が表示されないよう変更します。</li> <li>・《夜間支援等体制加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> </ul>
		就労移行支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《送迎加算》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		就労継続支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《平均利用時間》欄に[3]、[4]、または[5]を入力できるよう変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、平均利用時間に関する説明を変更します。</li> <li>・《送迎加算》欄及び《平均利用時間》欄の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> </ul>

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	就労継続支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		共同生活援助サービス提供実績記録入力(様式18-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を追加します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間支援等体制加算》欄、《日中支援加算》欄及び《サービス利用区分》欄の入力内容について、点検を変更します。</li> </ul>
		介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・《特定障害者特別給付費》欄の入力内容について、点検を追加します。</li> <li>・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> </ul>
		介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> </ul>
		地域相談支援給付費明細書入力(様式第五)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・初回加算の算定について、点検を追加します。</li> <li>・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> </ul>
		特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書入力(様式第六)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・特定事業所加算Ⅳのサービスコードを入力した場合、特定事業所加算Ⅳの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> </ul>
		計画相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。</li> </ul>
		特例計画相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。</li> </ul>

No.	システム名	機能名	変更内容
1	簡易入力システム (障害福祉サービス)	請求明細書自動作成	以下のサービスの請求明細書自動作成において、平成 27 年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス</li> <li>・重度訪問介護サービス</li> <li>・同行援護サービス</li> <li>・行動援護サービス</li> <li>・生活介護サービス</li> <li>・短期入所サービス</li> <li>・施設入所支援</li> <li>・自立訓練(機能訓練)サービス</li> <li>・自立訓練(生活訓練)サービス</li> <li>・宿泊型自立訓練サービス</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> <li>・共同生活援助サービス(様式18-1)</li> </ul>
		行動援護サービス提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《ヘルパー資格》欄及び《内訳(適用単価別)》欄に斜線が出力されるよう変更します。</li> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《個別支援計画作成の有無》欄が出力されるよう変更します。</li> </ul>
		宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《夜間防災・緊急時支援体制加算》欄の名称を《夜間支援等体制加算》欄に変更します。</li> <li>・提供年月に関わらず、《障害児氏名》欄が出力されないよう変更します。</li> </ul>
		就労継続支援提供実績記録票(確認リスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《提供年月》欄が平成 27 年 10 月以降の場合、《短時間利用》欄の名称を《平均利用時間》欄に変更します。</li> </ul>
		メニュー	簡易入力システム(障害福祉サービス)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。
2	簡易入力システム (障害児支援)	ログイン	Ver2.18 へのバージョンアップ後の初回ログイン時に平成 27 年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。
		事業所情報保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・【地域区分設定】画面において、《適用開始年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《経過措置(旧児童デイ)の有無》欄について、入力不可となるよう変更します。</li> <li>・【事業所情報(明細)】画面の《算定項目》タブにおいて、算定項目を追加及び変更します。</li> </ul>
		受給者情報保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【受給者情報(支給決定)】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを入力できるよう変更します。</li> <li>・【決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される決定サービスコードを選択できるよう変更します。</li> </ul>
		契約内容情報保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【契約内容情報保守】画面において、《サービス内容》欄に平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを入力できるよう変更します。</li> <li>・【支給決定サービスコード検索】画面において、平成 27 年度報酬改定により追加される支給決定サービスコードを選択できるよう変更します。</li> </ul>

No.	システム名	機能名	変更内容
2	簡易入力システム (障害児支援)	処遇改善情報保守	【処遇改善情報(明細)】画面において、《キャリアパス区分》欄の入力項目の内容を変更します。
		単位数表標準マスタ表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度報酬改定により項目を追加します。</li> <li>児童発達支援サービスにおいて、事業所情報(明細)の《施設等の区分》欄が[児童発達支援センター以外]の場合、栄養士配置加算(Ⅱ)が算定できないよう、単位数表標準マスタの設定値を変更します。</li> </ul>
		基本情報入力内容確認	《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、平成 27 年度報酬改定により追加された事業所情報(明細)の算定項目が表示されるよう変更します。
		障害児入所支援提供実績記録入力	《入所日》欄及び《入所中算定日》欄の入力内容について、点検を追加します。
		児童発達支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。</li> <li>明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		医療型児童発達支援提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。</li> <li>明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
		放課後等デイサービス提供実績記録入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、《開所時間減算》欄に[2]、または[3]を入力できるよう変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降の場合、開所時間減算に関する説明を変更します。</li> <li>明細情報の入力内容について、点検を追加及び変更します。</li> <li>《提供年月》欄が平成 27 年 4 月以降、かつ《サービス提供の状況》欄で[欠席]と入力し欠席時対応加算を算定する場合、請求明細書の《利用日数》欄のカウント方法を変更します。</li> </ul>
障害児通所給付費・入所給付費等明細書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域区分に関する点検を行います。</li> <li>福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> <li>特別地域加算のサービスコードを入力した場合、特別地域加算の単位数を自動で算出するよう変更します。</li> </ul>		

No.	システム名	機能名	変更内容
2	簡易入力システム (障害児支援)	特例障害児通所給付費等明細書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰのサービスコードを入力した場合、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの単位数を自動で算出するよう変更します。</li> <li>・サービスコードを直接入力した場合、すべてのサービスコードを入力できるよう変更します。</li> </ul>
		障害児相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。</li> <li>・初回加算の算定について、点検を追加します。</li> </ul>
		特例障害児相談支援給付費請求書入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域区分に関する点検を行います。</li> <li>・事業所情報(明細)の《相談支援特定事業所加算の有無》欄の登録内容に応じて、《サービス内容》欄に表示されるサービスコードを絞込むよう変更します。</li> <li>・初回加算の算定について、点検を追加します。</li> </ul>
		請求明細書自動作成	<p>以下のサービスの請求明細書自動作成において、平成27年度報酬改定により追加、または変更される報酬に基づいて、サービスコードが自動作成されるよう変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所支援</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>
		メニュー	簡易入力システム(障害児支援)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。
3	電子請求受付システム	帳票出力	<p>平成27年度報酬改定に伴い、以下の帳票における出力内容を変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動援護サービス提供実績記録票</li> <li>・宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票</li> </ul>
		お知らせ連携	国保連合会から事業所へ通知文書等を送付するお知らせ連携において、通知先ユーザの設定を変更します。



No.	システム名	機能名	変更内容
4	取込送信システム	点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、地域区分のコード値の検査を追加及び変更します。</li> <li>平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、表示内容を変更します。</li> <li>行動援護サービスにおいて、サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、ヘルパー資格のコード値の検査を行わないよう変更します。</li> <li>行動援護サービスにおいて、ヘルパー資格のコードの設定が可能なのは、サービス提供年月が平成 27 年 3 月以前までであることを明記します。</li> <li>宿泊型自立訓練サービスにおいて、サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合、夜間支援等体制加算について、新しくコード値の検査を追加します。</li> <li>宿泊型自立訓練サービスにおいて、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、追加及び表示内容を変更します。</li> <li>取込チェックにて表示されるエラーメッセージにおいて、サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降の場合、「障害支援区分」の点検のエラーコード:EA03 を支払等システムと同じエラーコード:EA60 に変更します。</li> </ul>
		モード切替機能	取込送信システムのモードを「事業所」から「代理人」へ切り替えるための機能を追加します。
		自動アップデート機能	システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。
5	サポートソフトウェア	問い合わせ票入力	【問い合わせ票入力】画面において、《ご使用のブラウザ》欄を追加します。
		自動アップデート機能	システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。

## 2. 簡易入力システム

### 2.1. 共通

#### 2.1.1. 地域区分に関する点検について

平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、平成27年度の地域区分における更新の要否について、点検を追加します。

また、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の地域区分の見直しに伴い、平成27年度の地域区分における更新の要否について、点検を行います。

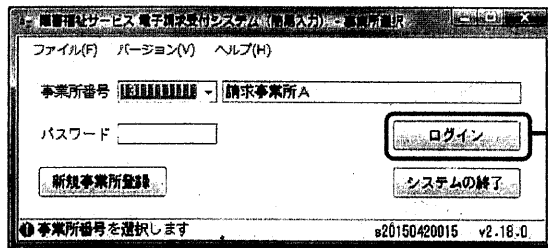
簡易入力システムにおける地域区分に関する点検についての変更点は、以下の通りです。

#### (1)初回ログイン時の確認メッセージについて

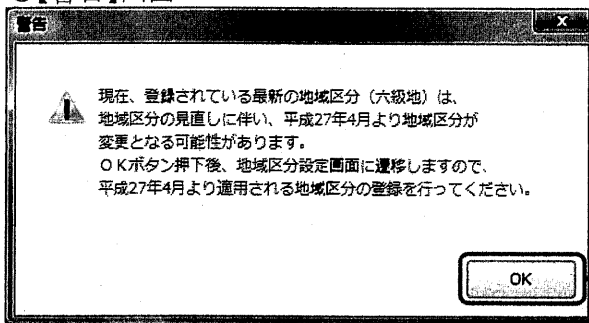
簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)において、Ver2.18バージョンアップ後の初回ログイン時に地域区分の更新が必要とチェックされた場合、確認のメッセージを表示するよう変更します。

ここでは、簡易入力システム(障害福祉サービス)を例に説明します。

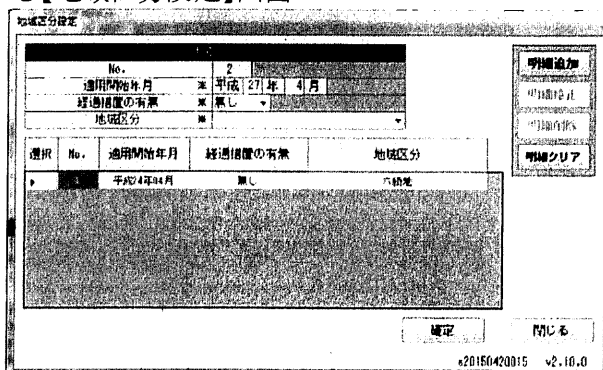
#### ○【事業所選択】画面



#### ○【警告】画面



#### ○【地域区分設定】画面



Ver2.18バージョンアップ後の初回ログイン時に地域区分の更新が必要とチェックされた場合、確認のメッセージを表示します。  
※メッセージが表示された場合、地域区分の更新が必要と想定されます。[Point！地域区分の設定について]を参照し、地域区分を更新してください。

【地域区分設定】画面が表示されるので、地域区分を設定します。

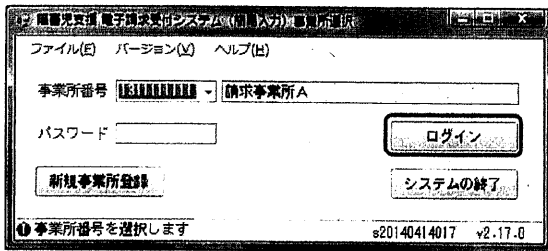


## Point! 児童デイ経過措置事業所における地域区分の登録について

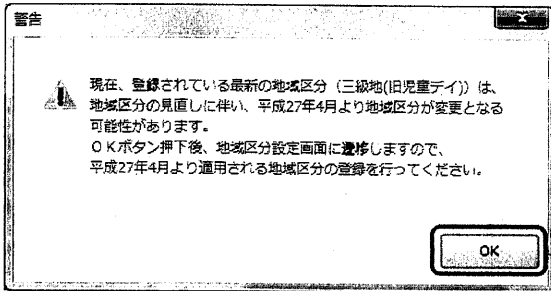
簡易入力システム(障害児支援)Ver2.15～Ver2.17において、平成27年4月15日以降の最初のログイン時に地域区分に関する点検が行われますが、当該バージョンは平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに対応した点検ではありません。また、平成27年度報酬改定により追加される地域区分(8級地～14級地)の登録を行うことができません。

平成27年度より適用される地域区分については、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.18にバージョンアップ後、【地域区分設定】画面より登録してください。

平成27年4月15日以降、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.15～Ver2.17における最初のログイン時の動作は、以下の通りとなります。

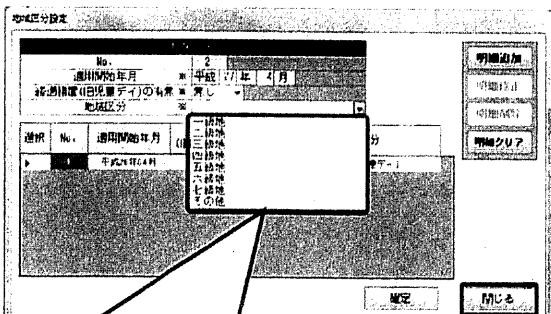


1.【事業所選択】画面からログインします。



2.平成24年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う点検が行われ、【警告】画面が表示されます。(平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに対応した点検ではありません。)

OK をクリックします。

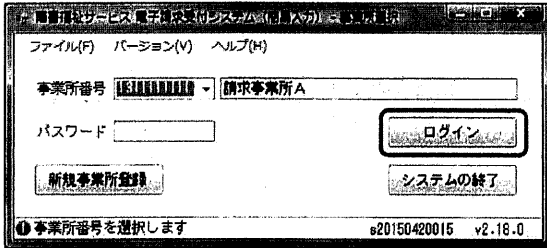


3.【地域区分設定】画面が表示されますが、平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う地域区分の登録ができません。

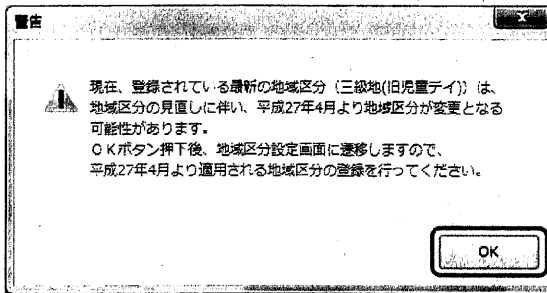
ここでは何も登録せず、そのまま **閉じる** をクリックし、【地域区分設定】画面を終了してください。

平成27年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う地域区分の登録ができません。

平成 27 年 4 月 20 日以降、簡易入力システム(障害児支援)Ver2.18 へバージョンアップ後の最初のログイン時に、平成 27 年度より適用される地域区分を登録します。

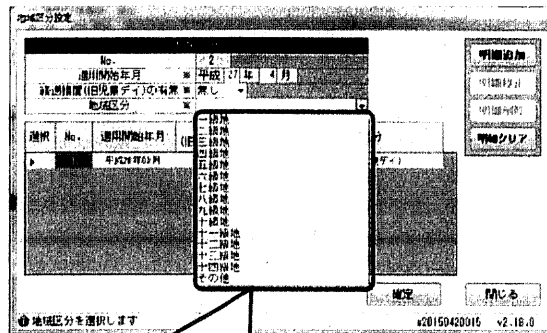


4.【事業所選択】画面からログインします。



5.平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴う点検が行われ、【警告】画面が表示されます。

OK をクリックします



6.【地域区分設定】画面が表示され、平成 27 年度より適用される地域区分の登録が可能となります。

平成 27 年度より適用される地域区分を登録してください。

平成 27 年度より適用される地域区分を登録してください。



### Point! 地域区分の設定について

地域区分の更新が必要とチェックされた場合、初回ログイン時に確認のメッセージが表示されます。  
メッセージが表示された場合、【地域区分設定】画面にて、地域区分の更新を行ってください。

#### [障害福祉サービス]

平成 26 年度の地域区分(20 区分)	平成 27 年度の地域区分(7 区分)	地域区分の更新の要否
一級地	一級地	不要
二級地	二級地	不要
三級地	二級地	必要
四級地	三級地	必要
五級地	二級地	必要
六級地	三級地	必要
七級地	四級地	必要
八級地	三級地	必要
九級地	三級地	必要
	四級地	必要
十級地	四級地	必要
十一級地	四級地	必要
十二級地	五級地	必要
十三級地	五級地	必要
十四級地	五級地	必要
十五級地	五級地	必要
十六級地	六級地	必要
十七級地	六級地	必要
十八級地	六級地	必要
十九級地	その他	必要
その他	その他	不要

[障害福祉サービス] ※児童施設経過措置事業所の場合

平成 26 年度の地域区分(8区分)	平成 27 年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地(旧障害児施設)	一級地(旧障害児施設)	不要
二級地(旧障害児施設)	二級地(旧障害児施設)	不要
三級地(旧障害児施設)	三級地(旧障害児施設)	不要
	四級地(旧障害児施設)	必要
四級地(旧障害児施設)	五級地(旧障害児施設)	必要
	六級地(旧障害児施設)	必要
五級地(旧障害児施設)	六級地(旧障害児施設)	必要
六級地(旧障害児施設)	七級地(旧障害児施設)	必要
	八級地(旧障害児施設)	必要
	九級地(旧障害児施設)	必要
七級地(旧障害児施設)	十級地(旧障害児施設)	必要
	十一級地(旧障害児施設)	必要
	十二級地(旧障害児施設)	必要
その他(旧障害児施設)	十一級地(旧障害児施設)	必要
	十三級地(旧障害児施設)	必要
	十四級地(旧障害児施設)	必要
	その他(旧障害児施設)	不要

[障害児支援]

平成 26 年度の地域区分(8区分)	平成 27 年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地	一級地	不要
二級地	二級地	不要
三級地	三級地	不要
	四級地	必要
四級地	五級地	必要
	六級地	必要
五級地	六級地	必要
六級地	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
七級地	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
その他	十一級地	必要
	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	不要

[障害児支援] ※児童デイ経過措置事業所の場合

平成26年度の地域区分(21区分)	平成27年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
一級地(旧児童デイ)	一級地	必要
二級地(旧児童デイ)	二級地	必要
三級地(旧児童デイ)	二級地	必要
四級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
五級地(旧児童デイ)	二級地	必要
六級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
七級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
八級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
九級地(旧児童デイ)	三級地	必要
	四級地	必要
	五級地	必要
	六級地	必要
十級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
十一級地(旧児童デイ)	五級地	必要
	六級地	必要
十二級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十三級地(旧児童デイ)	六級地	必要
十四級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十五級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十六級地(旧児童デイ)	七級地	必要
	八級地	必要
	九級地	必要
十七級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
十八級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要

平成26年度の地域区分(21区分)	平成27年度の地域区分(15区分)	地域区分の更新の要否
十九級地(旧児童デイ)	十級地	必要
	十一級地	必要
	十二級地	必要
二十級地(旧児童デイ)	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	必要
その他(旧児童デイ)	十一級地	必要
	十三級地	必要
	十四級地	必要
	その他	必要



## (2)地域区分設定

### ①点検の追加及び変更

簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)における【地域区分設定】画面において、地域区分に関する点検を行います。

ここでは、簡易入力システム(障害福祉サービス)を例に説明します。

### ○【地域区分設定】画面

地域区分設定

No.	2
適用開始年月	* 平成 27 年 4 月
経過措置の有無	* 無し
地域区分	*

選択	No.	適用開始年月	経過措置の有無	地域区分
▶	1	平成24年04月	無し	六級地

点検 1

点検 2

明細追加  
明細修正  
明細削除  
明細クリア

確定 閉じる

s20150420015 v2.18.0

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 1	[明細追加] ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①適用開始年月が平成 27 年 4 月 から平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④平成 27 年 4 月以降から適用開 始年月の間で既に登録された 地域区分が存在しない場合 ⑤平成 27 年 4 月以降で登録され るべき正しい地域区分が設定さ れていない場合	入力された地域区分は平成 27 年 4 月より適用される地域 区分ではありません。 入力された内容で追加してよ ろしいですか？

No	点検 タイミング	点検内容	エラーメッセージ
点検 2	[明細修正] ボタン クリック時	以下の条件に全て一致する場合、 警告 ①適用開始年月が平成 27 年 4 月 から平成 28 年 3 月の場合 ②平成 27 年 3 月時点の有効な地 域区分が登録されている場合 ③平成 27 年 3 月時点で登録され ている地域区分が、更新対象の 地域区分の場合 ④平成 27 年 4 月以降から適用開 始年月の間で既に登録された 地域区分が存在しない場合 ⑤平成 27 年 4 月以降で登録され るべき正しい地域区分が設定さ れていない場合	入力された地域区分は平成 27 年 4 月より適用される地域 区分ではありません。 入力された内容で修正してよ ろしいですか？

②画面の変更

簡易入力システム(障害児支援)における【地域区分設定】画面において、《適用開始年月》欄が平成27年4月以降の場合、《経過措置(旧児童デイ)の有無》欄について、入力不可となるよう変更します。

○【地域区分設定】画面

No	項目名	内容
1	経過措置(旧児童デイ)の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・《適用開始年月》欄が平成24年3月以前の場合入力不可となります。</li> <li>・《適用開始年月》欄が平成24年4月以降の場合 [無し] [有り]のいずれかを入力します。</li> <li>・《適用開始年月》欄が平成27年4月以降の場合入力不可となります。</li> </ul>

## 2.2. 障害福祉サービス

### 2.2.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

簡易入力システム(障害福祉サービス)における平成 27 年度報酬改定に伴う変更点は、以下の通りです。



#### Point! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の通り変更となります。

○処遇改善情報のキャリアパス区分と算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月以前		平成 27 年 4 月以降	
	処遇改善情報のキャリアパス区分	算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算	処遇改善情報のキャリアパス区分	算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算
1			I	福祉・介護職員処遇改善加算 I
2	I	福祉・介護職員処遇改善加算 I	II	福祉・介護職員処遇改善加算 II
3	II(キャリアパス要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 II	III(キャリアパス要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 III
4	II(定量的要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 III	III(定量的要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 III
5	III(キャリアパス要件、定量的要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 IV	IV(キャリアパス要件、定量的要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 IV

平成 27 年 4 月以降、キャリアパス区分に[ I ]が追加されます。

平成 27 年 3 月以前のキャリアパス区分については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[ I ]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[ II(キャリアパス要件) ]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[ II(定量的要件) ]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[ III(キャリアパス要件、定量的要件) ]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 IV

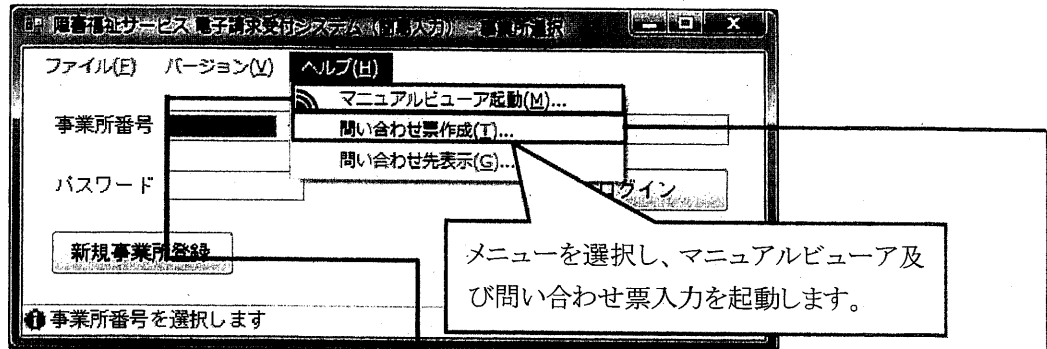
## 2.2.2. 機能改善について

簡易入力システム(障害福祉サービス)における機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

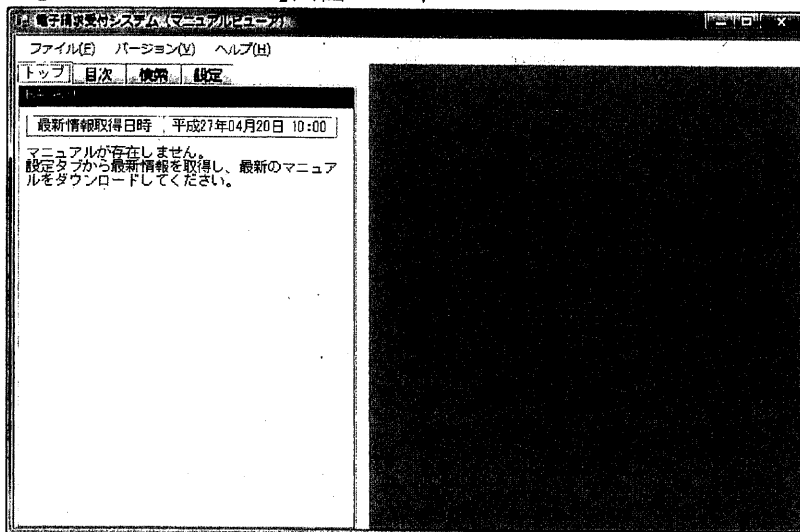
### (1)マニュアルビューア・問い合わせ票入力機能の呼び出し

簡易入力システム(障害福祉サービス)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。

#### ○【事業所選択】画面



#### ○【マニュアルビューア】画面



#### ○【問い合わせ票入力】画面

事業所ID	代理人ID	登録日時	平成	27	年	4	月	20	日	10:00
事業所名称	カナ	漢字								
ご担当者名	カナ	漢字								
ご連絡先	担当部署	TEL	FAX							
ご使用のOS	Windows 7 Professional Service Pack 1 (AMD64)									
ご使用のブラウザ	Internet Explorer 11									
サービス種別	障害福祉サービス 障害児支援 地域生活支援事業									
ご使用のシステム	簡易入力システム 新情報入力システム その他									
	障害福祉サービス: Ver2.18.0 Ver2.18.0 マニュアルビューア: Ver1.4.0									
	障害児支援: Ver2.18.0 Ver2.18.0 問い合わせ票入力: Ver1.4.0									
	地域生活支援事業: Ver2.15.6									

お問い合わせ内容  
お問い合わせ内容

入力内容(特に連絡先)に誤りがないかご確認ください。

お問い合わせクリア 全てクリア 印刷 作成 終了

事業所IDを入力します

## 2.3. 障害児支援

### 2.3.1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

簡易入力システム(障害児支援)における平成 27 年度報酬改定に伴う変更点は、以下の通りです。



#### Point! 平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算について

平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の通り変更となります。

○処遇改善情報のキャリアパス区分と算定可能な福祉・介護職員処遇改善加算

No	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月		平成 27 年 4 月以降	
	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算	処遇改善情報の キャリアパス区分	算定可能な 福祉・介護職員 処遇改善加算
1			I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I
2	I	福祉・介護職員 処遇改善加算 I	II	福祉・介護職員 処遇改善加算 II
3	II(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 II	III(キャリアパス要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
4	II(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III	III(定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 III
5	III(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV	IV(キャリアパス要件、 定量的要件)	福祉・介護職員 処遇改善加算 IV

平成 27 年 4 月以降、キャリアパス区分に[I]が追加されます。

平成 27 年 3 月以前のキャリアパス区分については、平成 27 年 4 月以降、名称が変更となります。

※処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄において、平成 27 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 27 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 27 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えて算定します。

- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[I]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 II
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II(キャリアパス要件)]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[II(定量的要件)]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 III
- ・平成 27 年 3 月以前で登録された《キャリアパス区分》欄が[III(キャリアパス要件、定量的要件)]の場合  
福祉・介護職員処遇改善加算 IV

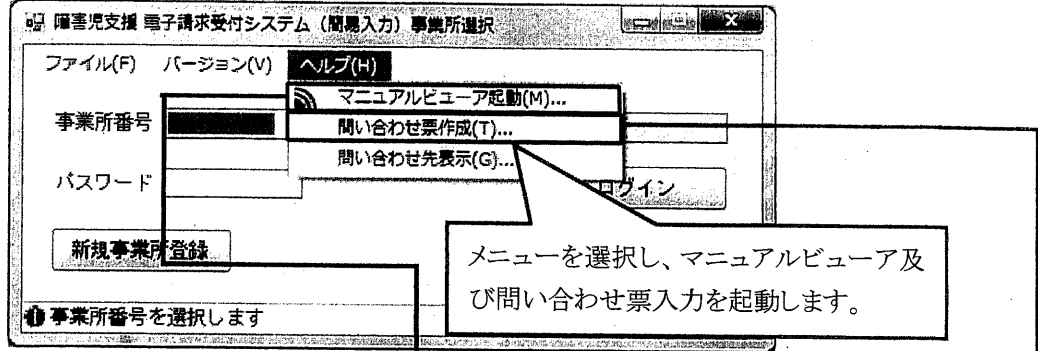
## 2.3.2. 機能改善について

簡易入力システム(障害児支援)における機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

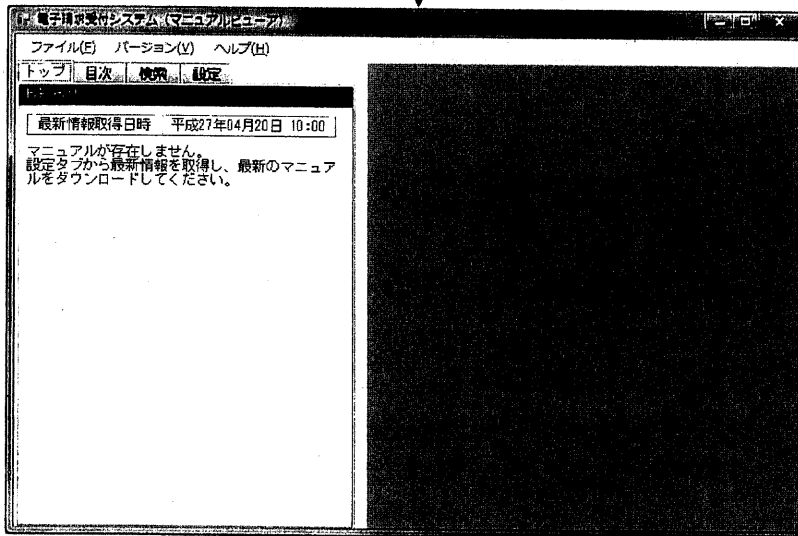
### (1) マニュアルビューア・問い合わせ票入力機能の呼び出し

簡易入力システム(障害児支援)からマニュアルビューア及び問い合わせ票入力機能が起動できるよう、メニューバーにメニューを追加します。

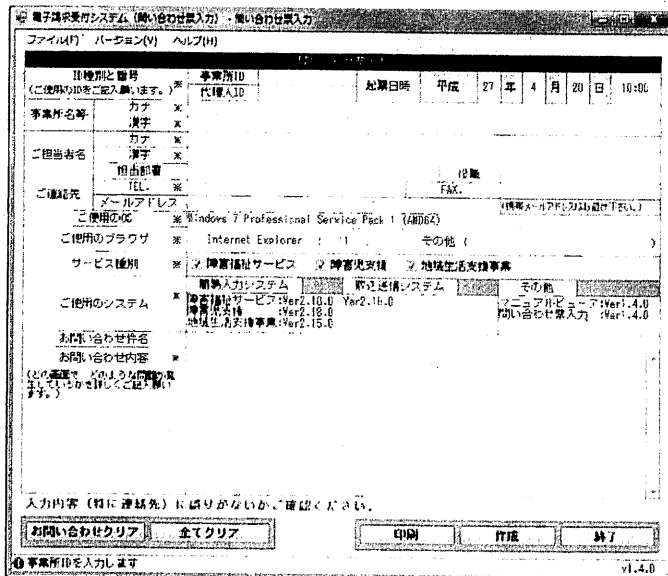
#### ○【事業所選択】画面



#### ○【マニュアルビューア】画面



#### ○【問い合わせ票入力】画面



### 3. 取込送信システム

#### 3. 1. 平成 27 年度報酬改定に伴う対応について

取込送信システムにおける平成 27 年度報酬改定対応に伴う変更点は、以下の通りです。

##### (1)地域区分の変更について

平成 27 年度報酬改定による地域区分の見直しに伴い、地域区分のコード値の検査を追加及び変更します。

また、《エラー情報》欄に表示されるメッセージについて、表示内容を変更します。

##### ①障害福祉サービス

○点検内容の変更について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA02	地域区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		○

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、  
障害児相談支援給付費請求書

##### ○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信

請求書類名	介護給付費等明細書情報
送信	×
市町村番号	012050
受給者証番号	1111111111
サービス提供年月	平成27年04月
サービス種類	
エラーコード	EA02

サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降平成 30 年 3 月以前の場合、地域区分のコード値の検査を行います。

エラー内容  
地域区分に規定外のコードが設定されています。

エラー情報  
行番号 = 5、列番号 = 12  
基本情報の地域区分コード  
設定値 = 07

【設定可能なコード一覧】  
サービス提供年月が平成27年4月以降かつ平成30年3月以前の場合  
(指定事業所等)  
01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地  
05:五級地 06:六級地 20:その他

(児童施設経過措置事業所)  
21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設)  
24:四級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設)  
27:七級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設) 29:八級地(旧障害児施設)  
30:九級地(旧障害児施設) 31:十級地(旧障害児施設) 32:十一級地(旧障害児施設)  
33:十二級地(旧障害児施設) 34:十三級地(旧障害児施設) 35:十四級地(旧障害児施設)

対処方法  
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。  
請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。

閉じる

v2.18.0



○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:{0}	<p>行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3}</p> <p>設定値 = {4}</p> <p>—(区切り線)—</p> <p><b>【設定可能なコード一覧】</b></p> <p>サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降かつ平成 30 年 3 月以前の場合 (指定事業所等)</p> <p>01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 20:その他</p> <p>(児童施設経過措置事業所)</p> <p>21:一級地(旧障害児施設) 22:二級地(旧障害児施設) 23:三級地(旧障害児施設) 24:四級地(旧障害児施設) 25:五級地(旧障害児施設) 26:六級地(旧障害児施設) 27:七級地(旧障害児施設) 28:その他(旧障害児施設) 29:八級地(旧障害児施設) 30:九級地(旧障害児施設) 31:十級地(旧障害児施設) 32:十一級地(旧障害児施設) 33:十二級地(旧障害児施設) 34:十三級地(旧障害児施設) 35:十四級地(旧障害児施設)</p>

平成 27 年 4 月以降平成 30 年 3 月以前の場合、  
設定が可能な地域区分コードを明記します。

②障害児支援

○点検内容の追加について

エラーコード	点検内容	エラーメッセージ	送信	種別(※)				
				サ	請	明	利	計
EA02	地域区分に設定されている値が、インタフェース仕様で規定されているコード値であること	地域区分に規定外のコードが設定されています。	×			○		○

※ サ:サービス提供実績記録票

請:請求書

明:請求明細書

利:利用者負担上限額管理結果票

計:計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、  
障害児相談支援給付費請求書

○【請求情報取込エラー詳細】画面

請求情報取込/送信		請求情報取込エラー詳細	
請求書類名	障害児給付費等明細書情報	送信	×
都道府県等番号	012050	受給者証番号	1111111111
サービス提供年月	平成27年04月	受給者氏名	
サービス種類		エラーコード	EA02

サービス提供年月が平成27年4月以降の場合、地域区分のコード値の検査を行います。

エラー内容  
地域区分に規定外のコードが設定されています。

エラー情報  
行番号 = 5、列番号 = 12  
基本情報の地域区分コード  
設定値 = 31

【設定可能なコード一覧】  
サービス提供年月が平成27年4月以降の場合  
11:一級地 12:二級地 13:三級地 14:四級地  
15:五級地 16:六級地 17:七級地 18:八級地  
19:九級地 20:十級地 21:十一級地 22:十二級地  
23:その他 24:十三級地 25:十四級地

対処方法  
取り込んだ請求情報ファイルに誤りがあります。  
請求情報を修正後、請求情報ファイルを再作成し、再度取り込みを行ってください。

閉じる

v2.18.0

○《エラー情報》欄に表示されるメッセージ

エラーコード	エラー内容	エラー情報(一覧)	エラー情報(詳細)
EA02	地域区分に規定外のコードが設定されています。	地域区分コード:{0}	行番号 = {0}、列番号 = {1} {2}の{3} 設定値 = {4} --(区切り線)-- <b>【設定可能なコード一覧】</b> サービス提供年月が平成 27 年 4 月以降の場合 11:一級地 12:二級地 13:三級地 14:四級地 15:五級地 16:六級地 17:七級地 18:八級地 19:九級地 20:十級地 21:十一級地 22:十二級地 23:その他 24:十三級地 25:十四級地

平成 27 年 4 月以降、設定が可能な地域区分コードに変更します。  
 また、平成 27 年 4 月以降、児童デイ経過措置事業所用の地域区分コードについては、廃止します。

### 3. 2機能改善について

取込送信システムにおける機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

#### (1)自動アップデート機能の対応について

取込送信システムにおいて、システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。平成 27 年 1 月にリリースした簡易入力システム(障害福祉サービス)及び簡易入力システム(障害児支援)と同様の機能となります。

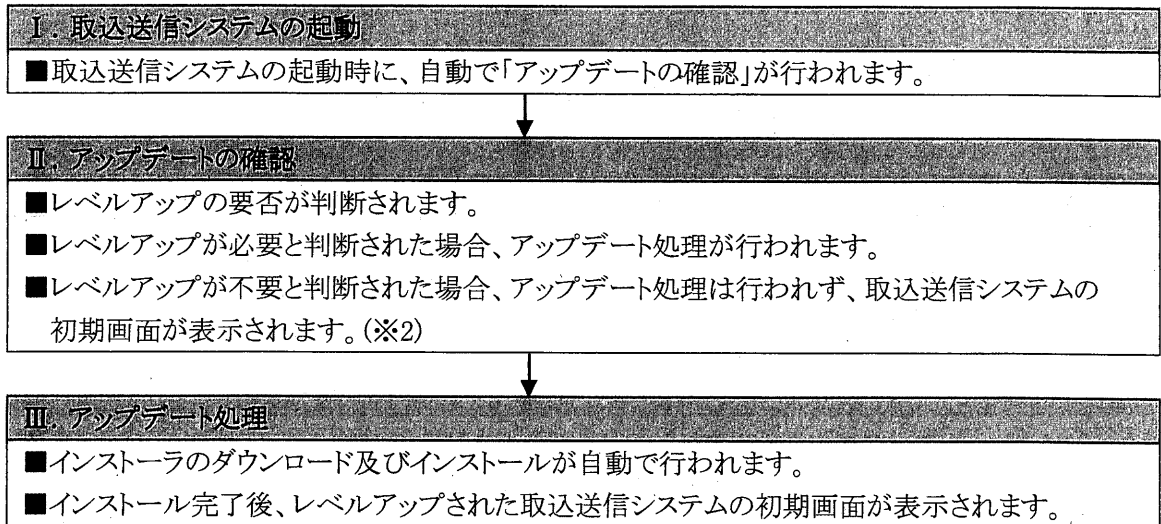
自動アップデート機能により取込送信システムの最新バージョンのリリース情報を電子請求受付システムへ確認(以下、「アップデートの確認」といいます。)します。「アップデートの確認」の結果、システムの最新バージョンがリリースされている場合、最新バージョンのシステムへのレベルアップを自動で行います。

#### ①「アップデートの確認」の処理イメージ

「アップデートの確認」の処理イメージは、以下の通りです。

##### (i) 自動でアップデートを確認する

取込送信システムの起動時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。(※1)



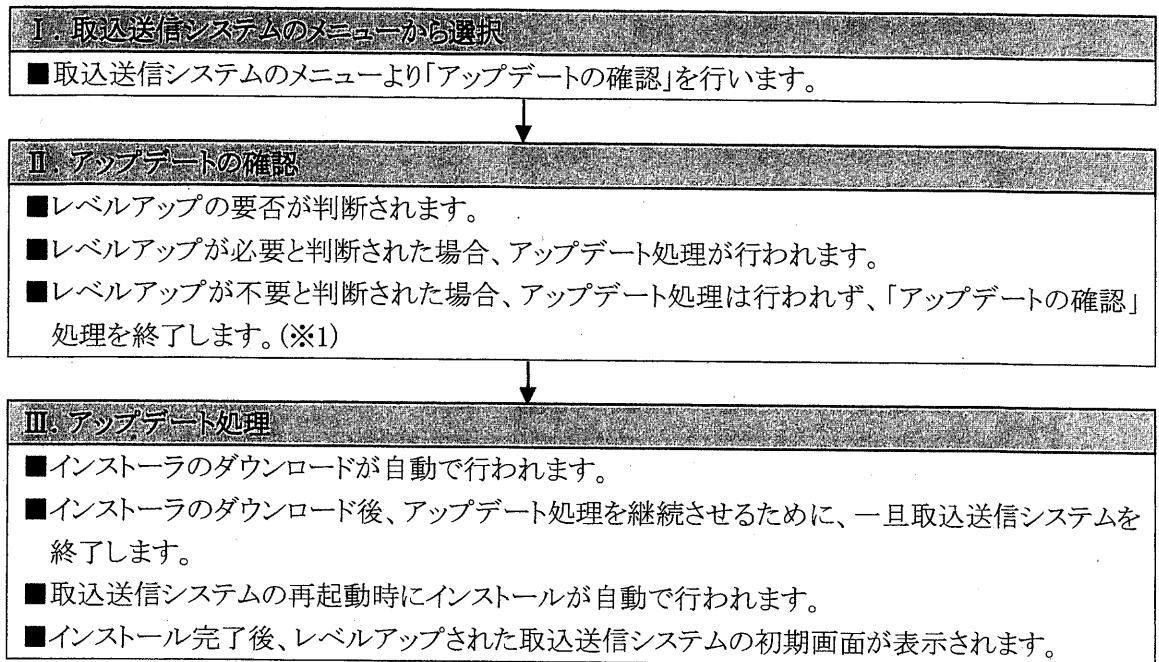
※1 取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、「アップデートの確認」の動作設定が必要です。設定方法については、「②「アップデートの確認」の動作設定」を参照してください。

※2 「アップデートの確認」は、以下の場合、行われません。

1. 【自動アップデート設定】画面で[手動でアップデートを確認する]を選択している場合
2. 事業所情報の登録件数が 0 件の場合
3. 同一日にすでに「アップデートの確認」が行われていた場合  
(「アップデートの確認」は、1 日 1 回だけ行われます。)

(ii) 手動でアップデートを確認する

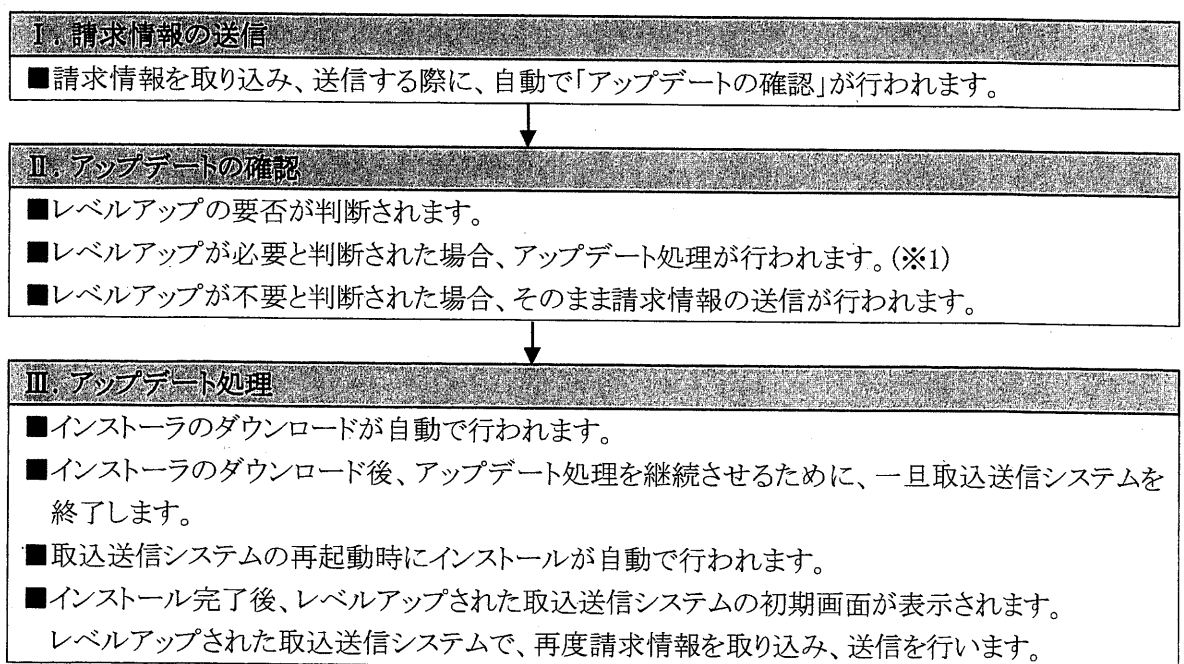
取込送信システムのメニューより事業所が任意で「アップデートの確認」を行います。



※1 「アップデートの確認」は、事業所情報の登録件数が0件の場合、行われません。

(iii) 請求情報送信時にアップデートを確認する

最新バージョンの取込送信システムで請求が行われるよう請求情報の送信時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。



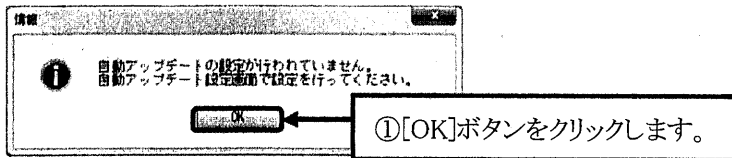
※1 アップデート処理区分が「強制アップデート」の場合、アップデート処理が行われます。

## ②「アップデートの確認」の動作設定

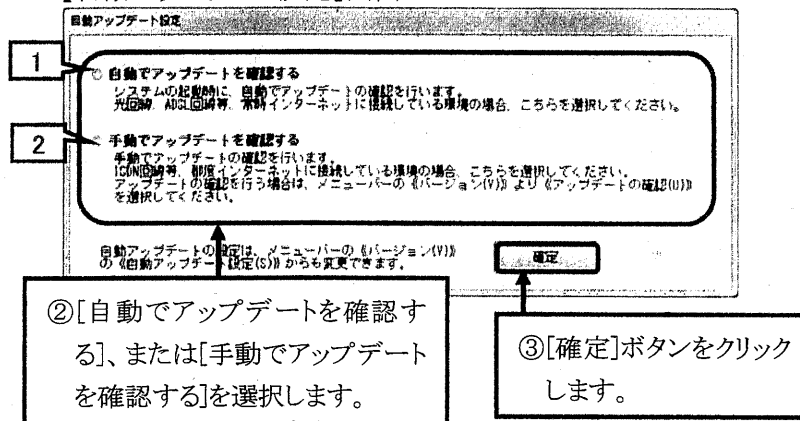
自動アップデート機能に対応した取込送信システムを初めて起動すると、「アップデートの確認」の動作設定を促す【情報】画面が表示されます。

【情報】画面で[OK]ボタンをクリックすると、【自動アップデート設定】画面が表示されるので、「アップデートの確認」の動作設定を行います。

### 【情報】画面



### 【自動アップデート設定】画面



「アップデートの確認」の動作設定の項目は以下の通りです。

No.	項目	内容
1	自動でアップデートを確認する	取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。
2	手動でアップデートを確認する	手動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。 取込送信システムの起動時に自動で「アップデートの確認」は行われません。

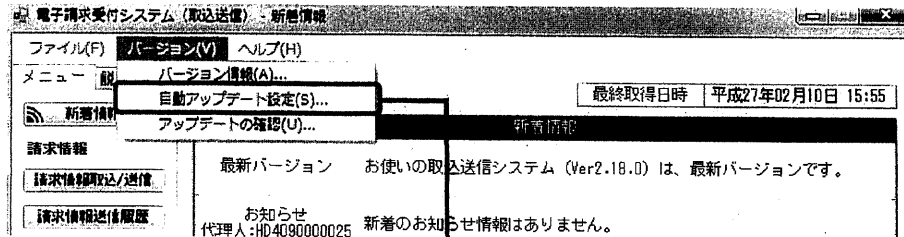


## Point! メニューからの「アップデートの確認」の動作設定について

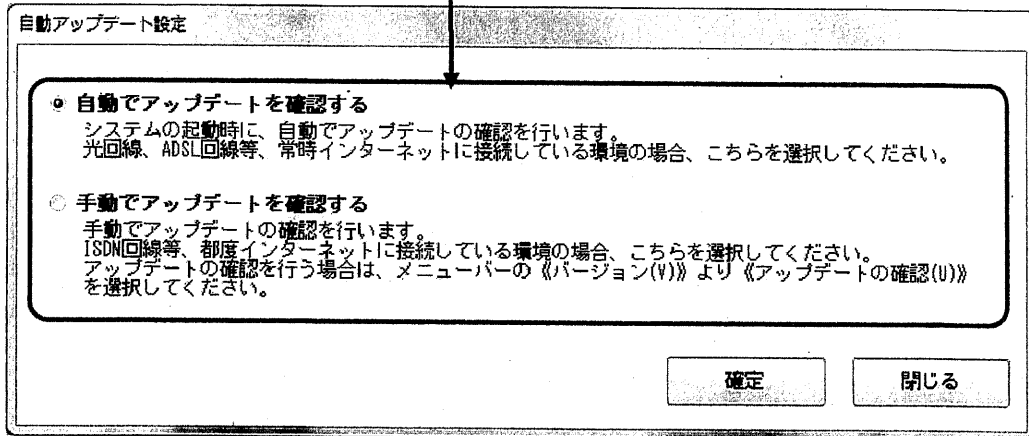
取込送信システムの【自動アップデート設定】画面より、取込送信システムの起動時に「アップデートの確認」を自動で行うかどうかを設定することができます。

取込送信システムの各画面の上部に表示されている《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《自動アップデート設定(S)》を選択し、【自動アップデート設定】画面を表示します。

(取込送信システムの各画面)



【自動アップデート設定】画面

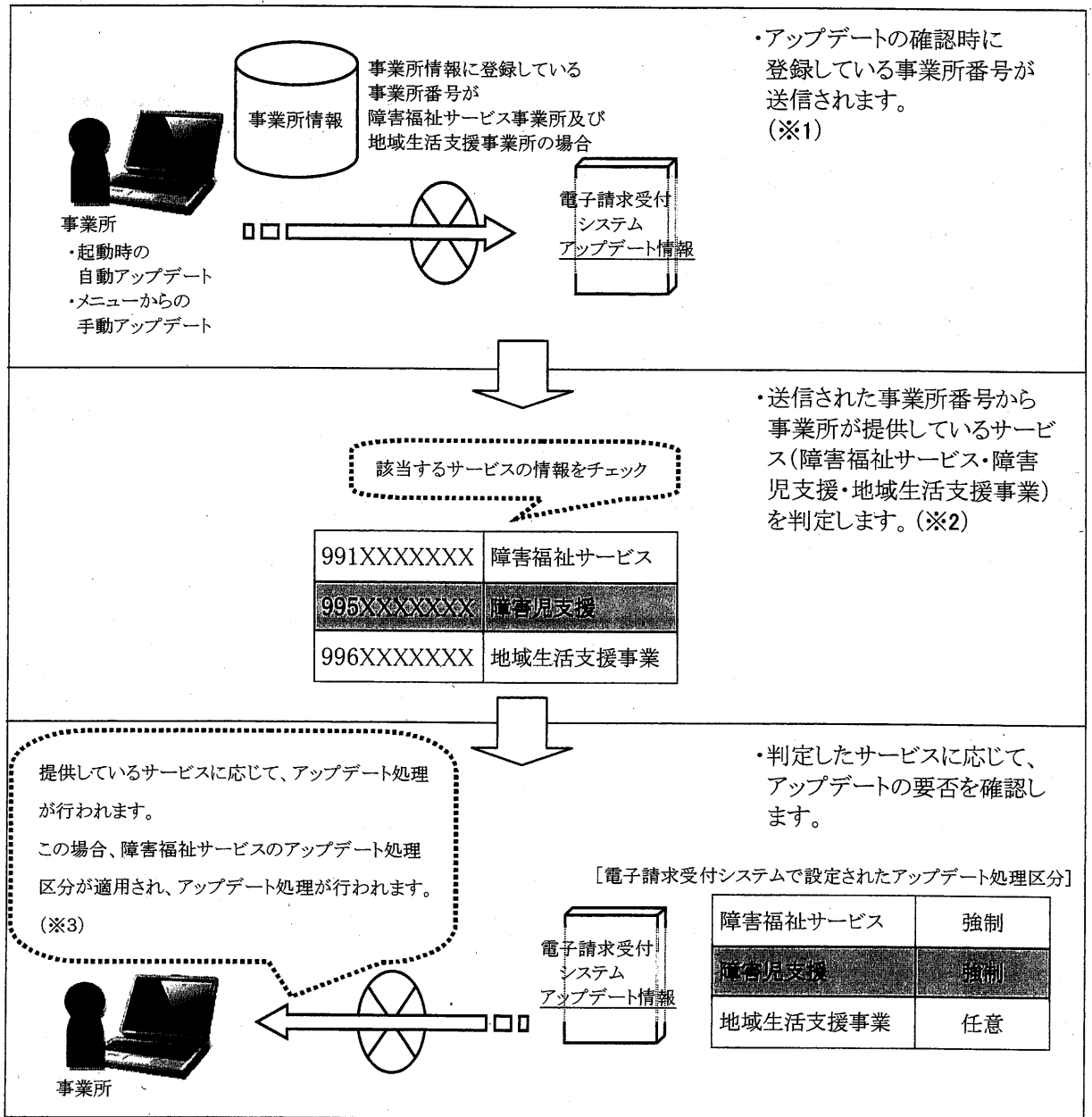


③取込送信システムの自動アップデート判定について

取込送信システムの自動アップデート機能において、アップデート情報の確認は事業所(または代理人)が提供しているサービス(障害福祉サービス、障害児支援、または地域生活支援事業)に基づいて行います。自動アップデート機能におけるアップデート情報の確認は、以下の通りです。

(i) 起動時の自動アップデート及び手動アップデート確認

取込送信システムに登録されている事業所に基づくサービスにおいて、アップデート情報の確認を行います。



※1 複数の事業所番号を登録している場合、登録しているすべての事業所番号が送信されます。

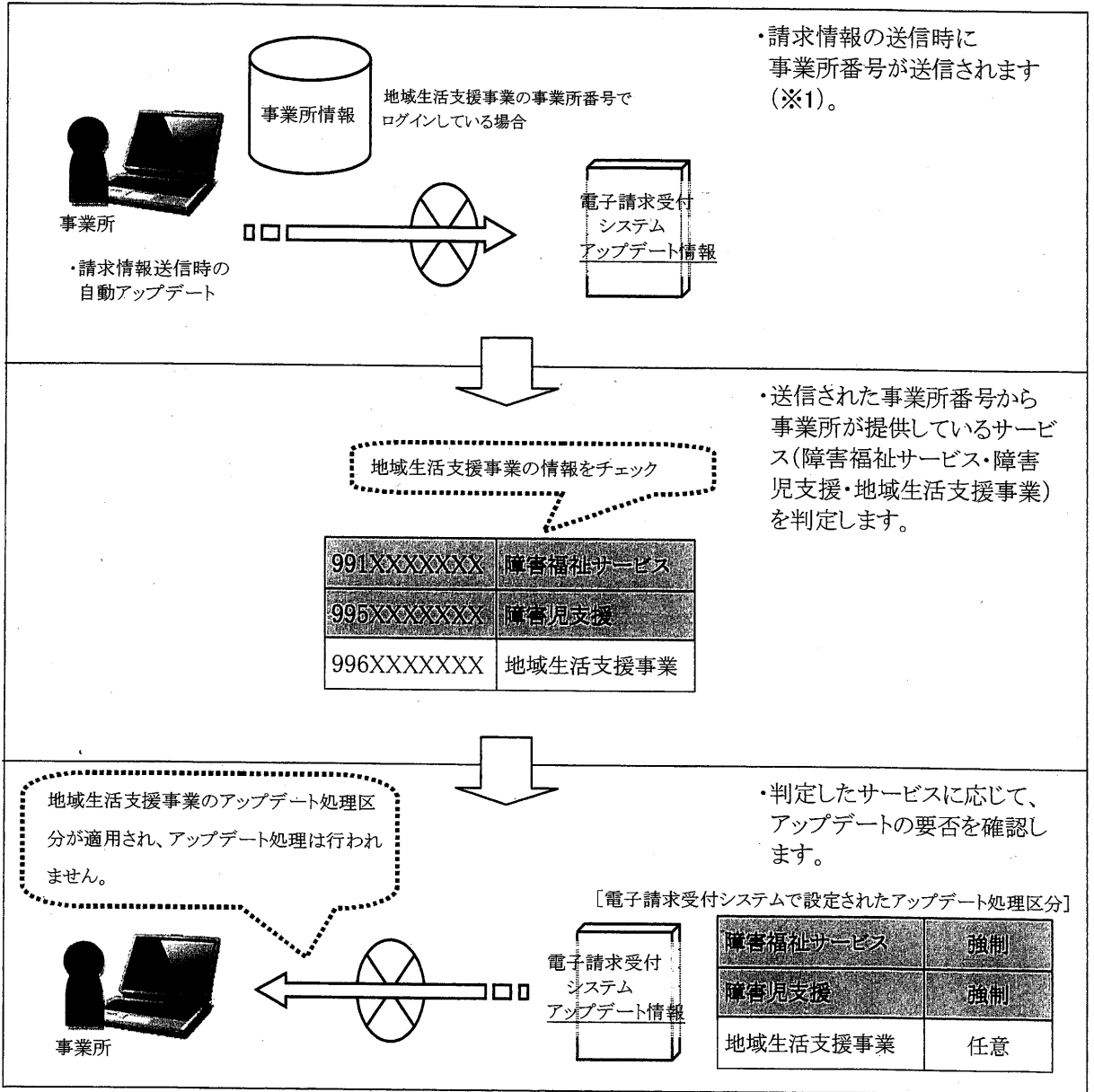
※2 送信されたすべての事業所番号を対象に判定します。

※3 複数の事業所番号の情報が登録されており、それぞれのアップデート処理区分が異なる場合、強制力の高いアップデート処理区分が適用されます。



(ii) 請求情報送信時のアップデート確認

請求情報の送信を行う事業所に基づくサービスにおいてのみ、アップデート情報の確認を行います。



※1 複数の事業所番号を登録している場合でも、請求情報の送信を行う事業所(ログインしている事業所)の事業所番号のみが送信されます。

## 4. サポートソフトウェア

### 4.1.1 機能改善について

サポートソフトウェアにおける機能改善に伴う変更点は、以下の通りです。

#### (1) 問い合わせ票入力ブラウザ情報項目の追加対応について

【問い合わせ票入力】画面において、「ご使用のブラウザ」欄を追加します。「ご使用のブラウザ」欄の入力は必須となります。

初期表示では、チェックボックスは未選択の状態、Internet Explorer(以下、「IE」といいます。)のバージョンについては、自動で入力されます。

※IE 以外のブラウザをお使いの場合、「その他」欄にブラウザ名及びバージョンを入力します。

電子請求受付システム (問い合わせ票入力) - 問い合わせ票入力

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

ID種別と番号 (ご使用のIDをご記入願います。)*	事業所ID	起票日時	平成	27	年	4	月	20	日	10:00
事業所名等	カナ *	漢字 *								
ご担当者名	カナ *	漢字 *								
ご連絡先	TEL.	メールアドレス								
ご使用のOS	Windows 7 Professional Service Pack 1 (AMD64)									
ご使用のブラウザ	<input checked="" type="checkbox"/> Internet Explorer ( 11 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
サービス種別	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービス <input checked="" type="checkbox"/> 障害児支援 <input checked="" type="checkbox"/> 地域生活支援事業									
ご使用のシステム	簡易システム 取込システム その他 障害福祉システム:Ver2.18.0 Ver2.18.0 マニュアルビューア:Ver1.4.0 障害児支援システム:Ver2.18.0 Ver2.15.0 問い合わせ票入力 :Ver1.4.0 地域生活支援システム									
お問い合わせ件名										
お問い合わせ内容 *	(どの画面で、どのような問題が発生しているかを詳しくご記入願います。)									

入力内容 (特に連絡先) に誤りがないかご確認ください。

お問い合わせクリア 全てクリア 印刷 作成 終了

事業所IDを入力します v1.4.0

Callout 1: IE のバージョンが自動で入力されます。

Callout 2: IE 以外のブラウザをお使いの場合、その他の ( ) 欄に入力します。

Callout 3: IE、またはその他のいずれかを選択します。

## (2)自動アップデート機能の対応について

マニュアルビューア及び問い合わせ票入力を同梱するサポートソフトウェアインストーラ(以下、「サポートソフトウェア」といいます。)において、システムのレベルアップ作業を自動化する自動アップデート機能への対応を行います。

自動アップデート機能によりサポートソフトウェアの最新バージョンのリリース情報を電子請求受付システムへ確認(以下、「アップデートの確認」といいます。)します。「アップデートの確認」の結果、システムの最新バージョンがリリースされている場合、最新バージョンのシステムへのレベルアップを自動で行います。

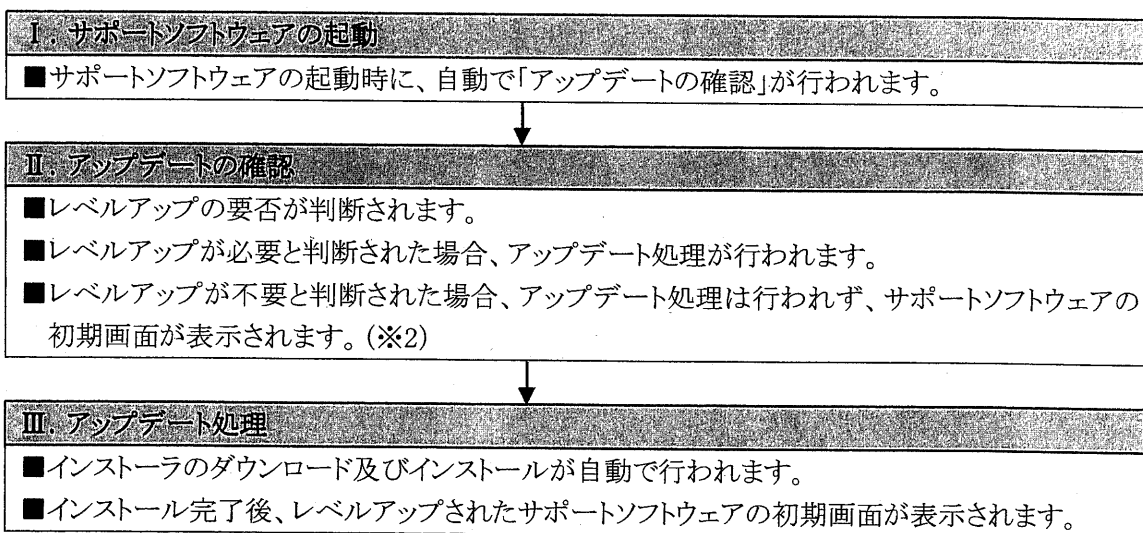
なお、サポートソフトウェアのレベルアップによって、同梱されているマニュアルビューア及び問い合わせ票入力の両方がアップデートされます。

### ①「アップデートの確認」の処理イメージ

「アップデートの確認」の処理イメージは、以下の通りです。

#### (i) 自動でアップデートを確認する

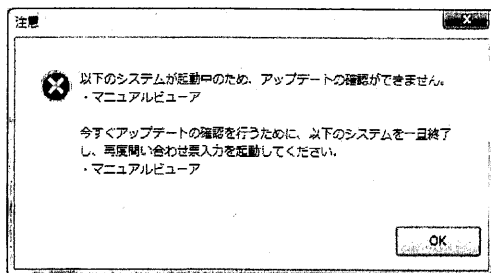
サポートソフトウェアの起動時に、自動で「アップデートの確認」が行われます。(※1)



※1 サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、「アップデートの確認」の動作設定をおこないます。設定方法については、「②「アップデートの確認」の動作設定」を参照してください。

※2 「アップデートの確認」は、以下の場合、行われません。

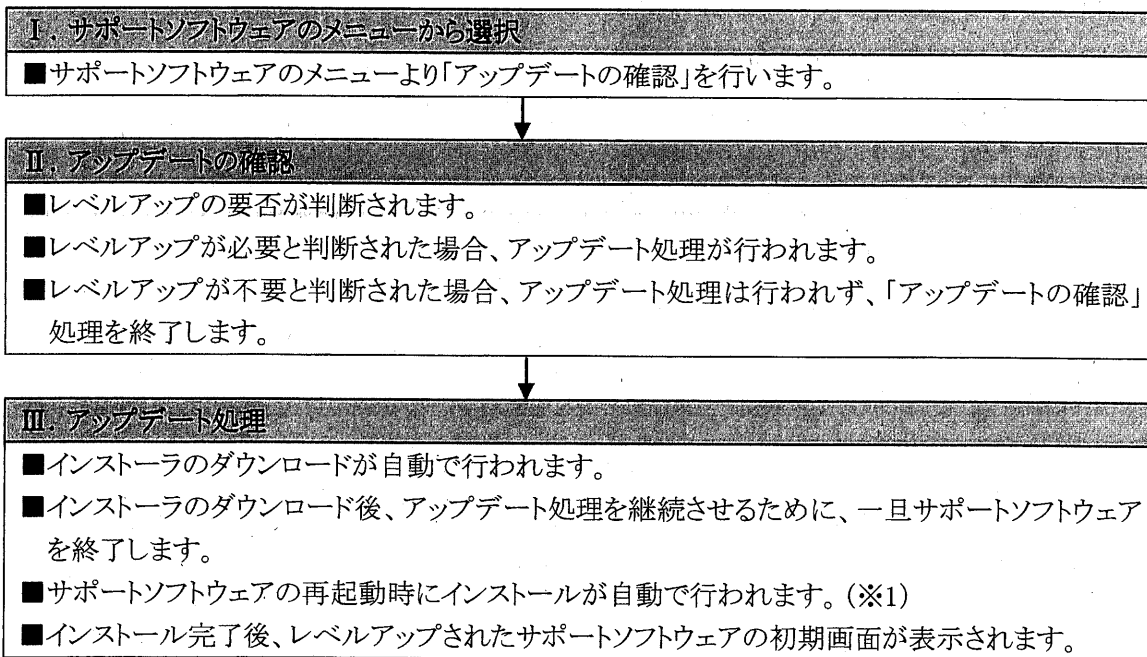
1. 【自動アップデート設定】画面で[手動でアップデートを確認する]を選択している場合
2. 同一日にすでに「アップデートの確認」が行われていた場合  
(「アップデートの確認」は、1日1回だけ行われます。)
3. サポートソフトウェアの他方のシステムが起動中の場合
  - ・マニュアルビューアで「アップデートの確認」を行う際、問い合わせ票入力起動中の場合
  - ・問い合わせ票入力で「アップデートの確認」を行う際、マニュアルビューアが起動中の場合  
(それぞれの場合、【注意】画面が表示されます。)



上記の場合、それぞれのシステムの初期画面が表示されます。

(ii) 手動でアップデートを確認する

サポートソフトウェアのメニューより事業所が任意で「アップデートの確認」を行います。



※1 アップデートの処理は、以下の場合、行われません。

- ・マニュアルビューアで「アップデートの確認」を行う際、問い合わせ票入力起動中の場合
- ・問い合わせ票入力で「アップデートの確認」を行う際、マニュアルビューアが起動中の場合

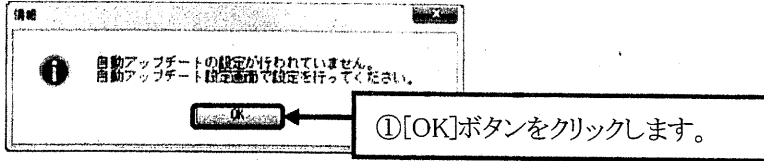
上記の場合、それぞれのシステムの初期画面が表示されます。

## ②「アップデートの確認」の動作設定

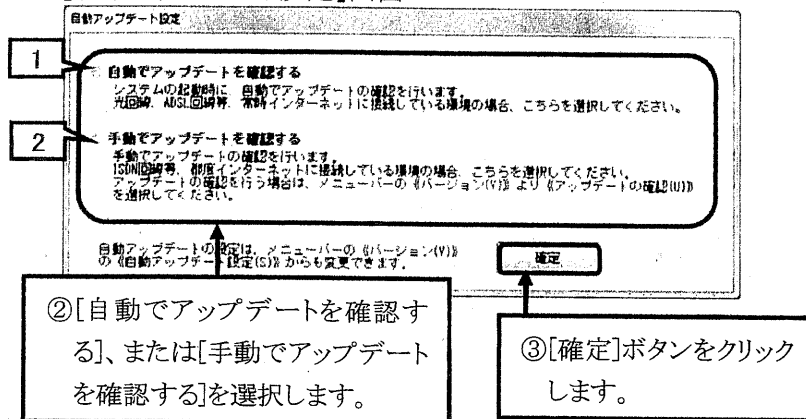
自動アップデート機能に対応したサポートソフトウェアを初めて起動すると、「アップデートの確認」の動作設定を促す【情報】画面が表示されます。

【情報】画面で【OK】ボタンをクリックすると、【自動アップデート設定】画面が表示されるので、「アップデートの確認」の動作設定を行います。

### 【情報】画面



### 【自動アップデート設定】画面



「アップデートの確認」の動作設定の項目は以下の通りです。

No	項目	内容
1	自動でアップデートを確認する	サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。
2	手動でアップデートを確認する	手動で「アップデートの確認」を行う場合、選択します。 サポートソフトウェアの起動時に自動で「アップデートの確認」は行われません。

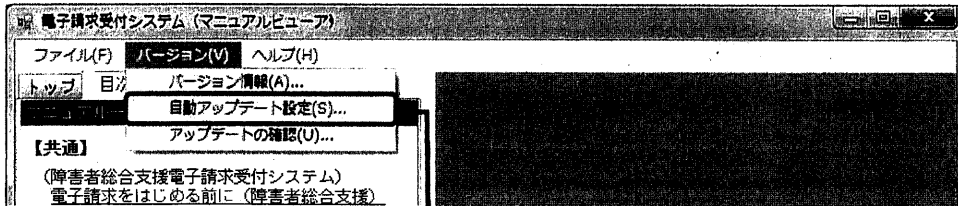


## Point! メニューからの「アップデートの確認」の動作設定について

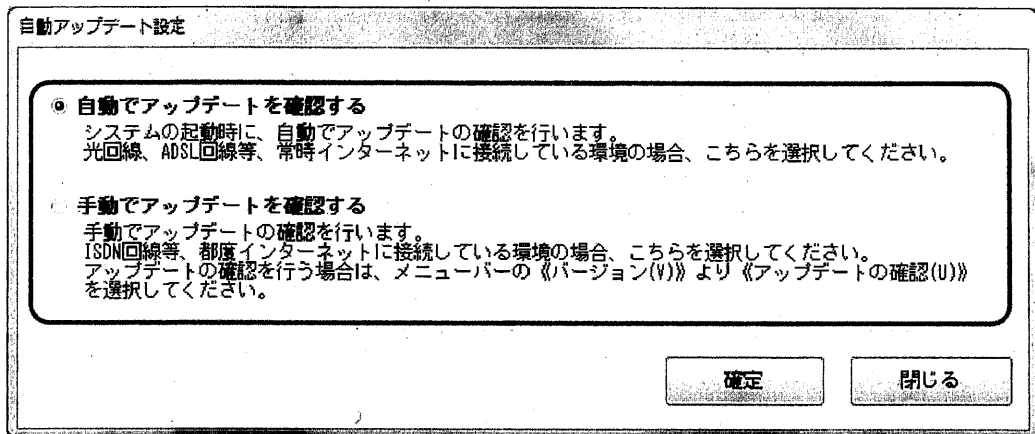
サポートソフトウェアの【自動アップデート設定】画面より、サポートソフトウェアの起動時に「アップデートの確認」を自動で行うかどうかを設定することができます。

サポートソフトウェアの各画面の上部に表示されている《メニューバー部》の《バージョン(V)》より、《自動アップデート設定(S)》を選択し、【自動アップデート設定】画面を表示します。

(サポートソフトウェアの各画面)



【自動アップデート設定】画面



## 電子請求受付システムに関するFAQ

No.	カテゴリ	質問	回答
1	取込送信システム 機能仕様・操作方法	現在、取込送信システムを利用して、事業所として請求を行っているが、今後は代理請求を予定している。取込送信システムでは何か設定が必要か。	事業所としての請求から代理人としての請求に切り替える場合、ご利用の取込送信システムのモードを「事業所」から「代理人」へ切り替える必要があります。 なお、平成27年4月にリリース予定の取込送信システムVer2.18.0では、取込送信システムのモードを「事業所」から「代理人」へ切り替える機能を追加しています。
2	電子請求システム 操作仕様・操作方法	2015年8月15日まで有効な電子証明書を持っているが、次回更新する際、有効期間が1年間の電子証明書は発行できるのか。	平成26年8月18日以降に発行申請を行う電子証明書の有効期間は、すべて3年間となります。 なお、平成26年8月18日に電子証明書の発行手数料を改定しており、障害者総合支援証明書については7,800円、介護・障害共通証明書については13,900円を電子証明書の発行にかかる費用として負担いただいております。発行手数料については電子証明書の使用料ではなく、発行にかかる費用となります。原則として発行時に一括して支払うこととなります。 事業所において、電子証明書発行手数料の予算を計上する際、十分ご留意いただく必要があります。

